

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	9	所管	財務省	法人名	独立行政法人 酒類総合研究所	職員の身分	非国家公務員
法人概要	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする法人						
沿革	M37.5大蔵省醸造試験所 → S18.11大蔵省主税局醸造技術課 → S20.3大蔵省主税局醸造試験所 → S24.6国税庁酒税課醸造試験所 → S34.4国税庁醸造試験所 → H7.7国税庁醸造研究所 → H13.4独立行政法人酒類総合研究所						
中期目標期間	平成23年4月～平成28年3月（5年間）						
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)				4	4	4	4 [ 0 ] ( 0 )
常勤役員数				2	2	2	2
非常勤役員数				2	2	2	2
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)				46	46	41	41 [ 2 ] ( 28 )
うち間接部門				7	8	8	7
うち事業部門				39	38	33	34
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)				38 ( 0 )	33 ( 0 )	31 ( 0 )	31 ( 0 )
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動向)				91 ( 93 )	102 ( 109 )	99 ( 100 )	— ( — )
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動向)				94 ( 104 )	91 ( 101 )	92 ( 108 )	— ( — )
年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国からの財政支出額の推移(百万円)	予算/決算			決算	決算	決算	当初予算
	一般会計(百万円)			1,064	1,020	966	965
	うち運営費交付金			1,064	1,020	966	965
	うち施設整備費補助金			—	—	—	—
	うち施設整備以外の補助金・交付金			—	—	—	—
	うち委託費			—	—	—	—
	うち出資金			—	—	—	—
	東日本大震災復興特別会計(百万円)			—	54	52	—
	うち運営費交付金			—	54	52	—
	うち施設整備費補助金			—	—	—	—
	うち施設整備以外の補助金・交付金			—	—	—	—
	うち委託費			—	—	—	—
	うち出資金			—	—	—	—
	計			1,064	1,074	1,018	965
支出額の推移(百万円)				1,096	1,052	957	1,040
収入額の推移(百万円)				1,142	1,137	1,066	1,040
国の財政支出/収入額(%)				93	95	96	93
財務データ(平成24年度、百万円)	資産合計			6,850	うち流動資産	338	
	負債合計			712	純資産合計	6,138	うち利益剰余金

# 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	9	所管財務省	法人名	独立行政法人 酒類総合研究所
-----	---	-------	-----	----------------

## ○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
分析・鑑定	①酒税の適正・公平な賦課、酒類の品質及び安全性の確保のために必要な分析・鑑定 ②酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、財務省設置法	141	合計		141	/	/
			国費	運営費交付金	135		
				施設整備補助金	—		
				自己収入	(受託分析)		
品質評価	①酒類の品質確保、製造技術の維持・向上のための調査・評価（鑑評会） ②酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、財務省設置法	57	合計		57	/	/
			国費	運営費交付金	38		
				施設整備補助金	—		
				自己収入	(鑑評会出品料)		
講習	①製造技術の維持・向上のための講習 ②酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、財務省設置法	94	合計		94	/	/
			国費	運営費交付金	82		
				施設整備補助金	—		
				自己収入	(講習受講料)		
研究・調査	①分析・鑑定等業務の理論的裏付けとなる研究・調査等 ②酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、財務省設置法、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)	665	合計		665	/	/
			国費	運営費交付金	655		
				施設整備補助金	—		
				自己収入	(共同研究等)		

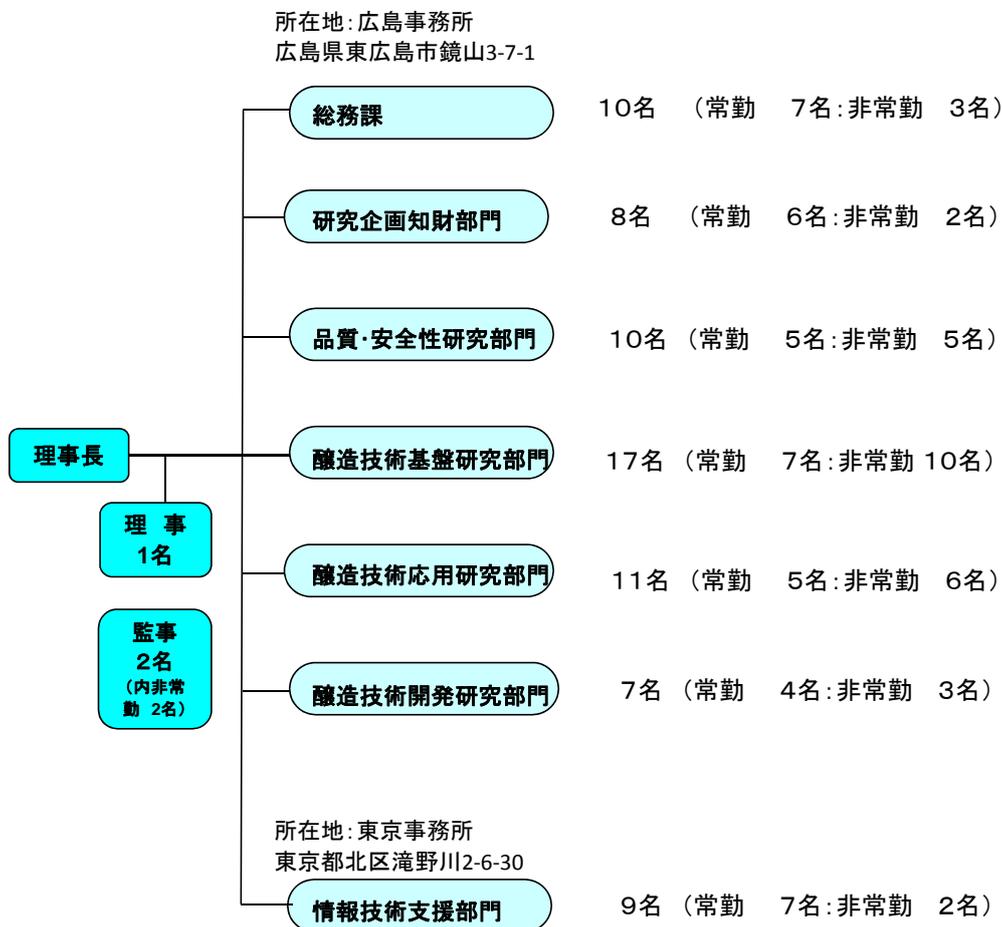
## ○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		東日本大震災復興特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
分析・鑑定	16	16		
研究・調査	36	36		

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	9	所管	財務省	法人名	独立行政法人 酒類総合研究所
-----	---	----	-----	-----	----------------

## ○組織図及び職員数（平成25年度）



合計	役員	4名 (常勤 2名:非常勤 2名)
	職員	72名 (常勤 41名:非常勤 31名)

No.	9	所管	財務省	法人名	独立行政法人 酒類総合研究所
-----	---	----	-----	-----	----------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

酒類総研は、国税庁の事務の一部を実施する施設等機関を独立行政法人としたものであるが、現在においても、国税庁の行政目的である「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」を達成するために必要不可欠な組織として位置づけられている。

酒類には酒税が課税されており（酒税法）、表示基準も定められている（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律）ところ、市場に提供されている多種多様な酒類の適用税率や表示が適正に行われているかどうか、安全性が確保されているかどうか等を確認するため、必要な分析・鑑定を国税局鑑定官室で行っているが、国税局鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定、その手法の開発、及びそれに必要な研究調査を酒類総研で行っている。こうした酒類総研の業務は、国税庁が約1兆3千億円の酒税収入の賦課徴収を適正に行う上での技術的基盤となっている。

例えば、ビールや発泡酒、いわゆる第3のビールは、原料の麦芽の使用割合で異なるが、これを最終製品から判別する分析手法の開発を行うほか、最近では、表示と異なる原料が使用された酒類について、酒類総研が研究・開発した手法を用いた高度な分析・鑑定により非違の発見に至り、当該酒類製造者に対して国税庁が適切に指導を行っている。

また、酒類に含まれる物質の有害性等について、有害物質の発生原因や低減法の調査研究に迅速に着手して成果を公開し、酒類の安全・安心を確保している。最近では、福島第1原子力発電所事故を受け、各国から輸入規制措置が採られているが、酒類等の放射性物質の分析や放射性セシウムを含む米から清酒へのセシウムの挙動の研究を行い、酒類が安全・安心であることを証明し、その分析及び研究成果の客観的情報を提供することにより、国税局の行う輸出証明書の発行業務をサポートするとともに、EU及びマレーシアの輸入規制措置の解除に貢献している。さらに、EU及び台湾向けには公的認定機関として輸出用酒類の成分等の証明書の発行を行い、輸出の促進に貢献している。

鑑評会については、分析評価結果を出品者に還元することにより、酒類の品質や製造技術の維持向上等に貢献している。講習については、仕込みから製成までの製造過程を実践する長期間の講習を実施することにより、中小零細企業がほとんどを占める酒類製造者の製造技術の維持向上に貢献するとともに、後継者育成にも貢献している。

このほか、酒類業の健全な発達に資する観点から、酒類に関する基礎的・基盤的な研究を実施している。これら研究の成果は広く公開しているほか、官民の役割分担を認識しつつ、その知見を生かして民間企業と共同研究を行うことで、民間の応用開発研究や民間技術の向上等に貢献している。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

中期目標期間内での柔軟な予算執行ができるようになったこと等から、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資する分析手法の開発等の業務が充実できたほか、行政ニーズへの迅速な対応が可能となった。また、共同研究を通じた産学官の連携も柔軟にできるようになった。

他方で、国税局鑑定官室との人事交流の縮小、定員の削減など一定の職員の間将来への不安が見受けられる。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
財務省	2012-013	(独)酒類総合研究所運営費交付金
財務省	2012-014	酒類等に関する放射性物質の分析等経費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	次葉に記載		
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	次葉に記載		

No.	9	所管	財務省	法人名	独立行政法人 酒類総合研究所
-----	---	----	-----	-----	----------------

## ○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
情報システムの運用及び管理業務	ネットワーク保全、セキュリティ管理、WEB管理、障害対応等、システム全般の管理	12,726,000	㈱ユー・エス・イー
建物等の定期点検、保守及び衛生維持管理業務	建物維持のための定期点検、害虫駆除等	8,255,100	日東カスティアル・サービス(株)
建物等の総合監視、日常点検及び保守業務	電気設備、空調設備、給排水・衛生設備等の日常監視、点検	7,560,000	日東カスティアル・サービス(株)
施設内清掃業務	広島事務所の建物の日常清掃、定期清掃	7,140,000	㈱都市ビルサービス
複合機の保守業務	故障対応やトナーなど消耗品の補充。	3,874,777	理研産業(株)
緑地維持管理業務	樹木などの剪定、除草、灌水、薬剤防除等	2,709,000	㈱緑松
廃水処理施設維持管理業務	排水処理設備の定期点検、清掃	2,467,500	㈱クリタス
昇降機設備保守点検業務	広島事務所のエレベータの年間保守業務	1,431,360	エス・イー・シーエレベーター(株)
施設内清掃業務	東京事務所の建物の日常清掃、定期清掃	1,071,000	㈱新東美装
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
機器年間保守業務	超純水製造システム年間保守業務	3,885,000	小川精機(株)
分析装置年間保守業務	飛行時間型質量分析装置の年間保守業務	3,042,900	大塚器械(株)
分析装置保守管理業務	液体クロマトグラフ質量分析装置の保守管理業務	2,454,900	大塚器械(株)
試験栽培業務	酒造好適米の試験栽培業務	2,205,000	個人
産業廃棄物収集運搬・処分業務	広島事務所の産業廃棄物収集運搬・処分業務	1,720,425	㈱きやま商会
GC/MSD保守管理業務	加熱脱着装置付GC/MSDの保守管理業務	1,650,600	新川電機(株)
研究会運営業務	全国新酒鑑評会製造技術研究会運営業務	1,517,250	㈱ヒロカシ

※ 100万円以下の少額随契は除く

No.	9	所管	財務省	法人名	独立行政法人 酒類総合研究所
-----	---	----	-----	-----	----------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	【組織体制の整備】 ○組織体制の一層の合理化を図る。
② これに対する現時点での考え方	酒類総研の第2期中期計画終了時（平成22年度末）47人であった定員を第3期中期計画（平成23～27年度）内に43名以内とすることとし、初年度（平成23年度）に定員を43名に削減し、組織体制の合理化を図った。 現時点では、今後行われる独立行政法人見直しの議論を踏まえ、適切に対応して参りたいと考えている。
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	【酒類総合研究所】 ○本法人を廃止し、必要な定員・予算を確保した上で、その機能を一体として国に移管する。
② これに対する現時点での考え方	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に沿って、酒類総研の国移管に向けた関係法令の準備、関係業界との協議を進めてきたが、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）により当面凍結とされた。 現時点では、今後行われる独立行政法人見直しの議論を踏まえ、適切に対応して参りたいと考えている。
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会） 第2 組織面の見直し 主に講習業務を取り扱っている東京事務所に関しては、上記第1の事務及び事業の見直しを踏まえ、その在り方を検討するものとする。  (会計検査院の指摘) なし
② 対応状況	東京事務所の在り方の検討については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「施設の文化財的価値にも配慮した上で、在り方を検討する」とされたことから、東京都、北区等の関係機関に施設の文化財的価値について相談を行っているところである。 東京事務所での講習業務は、明治時代の歴史的建造物である「赤レンガ酒造工場」を活用して実施しているが、同閣議決定において、講習業務については、「民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。」とされたことから、業界団体との協議を行ってきており、その中で赤レンガ酒造工場の施設・設備の使用要請など、様々な指摘を受けているところである。

No.	9	所管	財務省	法人名	独立行政法人 酒類総合研究所
-----	---	----	-----	-----	----------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

酒類総研は、国税庁の事務の一部（分析・鑑定等）を実施する施設等機関を独立行政法人化したものであり、専ら研究を行うことを目的とした組織ではなく、国税庁が「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」という行政目的を達成するため、高度な技術的・専門的な支援を行うために必要不可欠な組織であり、そのような事務を円滑に実施できる組織・体制が必要である。

組織見直しの検討に当たっては、これまで閣議決定等で指摘されてきた議論を踏まえ、事務・事業の見直しをさらに進めていくこととしたいが、その際、これまで鑑評会業務及び講習業務の民間単独実施に向けた協議を行ってきた中で、業界団体から様々な指摘を受けており、これにどう応えるか、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）に盛り込まれ国を挙げて取り組むこととされている「日本産酒類の輸出促進」のため、官民の役割分担を意識しつつ、酒類総研としてどのような貢献ができるか、といった観点も踏まえ、検討して参りたい。

なお、酒類総研の行う事務・事業は国税庁の行う課税権の行使等の税務行政と密接不可分な関係を有するものであり、収益性も見込めない業務であることから、これらの業務を営利を目的とする民間企業に委ねることは適当ではなく、また、他の研究機関等と統合することも国税庁の行政目的の達成に支障が生ずるおそれがあることから適当でないと考える。

No.	9	所管	財務	法人名	独立行政法人 酒類総合研究所
-----	---	----	----	-----	----------------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

中間とりまとめにおいて、独立行政法人として存置するか否かは、独立行政法人制度の創設時に、行政改革会議最終報告書（H9.12.3）において整理された「独立行政法人の対象業務と設立の考え方」に従って判断することが適当であるとされている。

酒類総研は、国税局鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等を実施する国税庁の施設等機関であった「醸造研究所」に、国税局鑑定官室の業務の一部を加え、「独立行政法人の対象業務と設立の考え方」に従って独立行政法人としたものである。

即ち、酒類総研が行う高度な分析・鑑定や研究・調査等の事務・事業は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないものの、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある事業として、独立行政法人により実施すべきとされたものである。

現在の酒類総研の事務・事業の性格は創設時の目的と変わるものではなく、したがって今般の見直しも、このような経緯を踏まえて検討されるべきである。